

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときの翌日)

目 次

- ◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ◇ 公 告 液化石油ガス設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百三十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年七月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											その他備考		
				粗たん白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性塩素 (%)	水溶性塩素 (%)	ペクチン消化率 (%)	D C P (%)	T D N (%)		M E (kcal/kg)	
下関市 林業産業株式会社飼料事業本部	境港市上道町10311 有限会社三代肥糧境支店	①まるは印配合飼料 エーラムツェ ②まるは印配合飼料 大すう	60.7	17.4	3.4	2.8	10.9	3.59	0.62								
加古川市 明治飼糧株式会社加古川工場	米子市上福原658 一1 鳥取県酪農農業協同組合	①明治配合飼料 乳牛用A号 ②明治配合飼料 ハイメックスPPF 脱脂大豆	60.6	18.9	2.5	6.1	7.6	1.08	0.77								
倉敷市 ニッコー製油株式会社水島工場	協同組合	メイクスターII	60.6	16.0	2.7	4.8	4.8	0.62	0.50								
神戸市 全国酪農協同組合		ニューラクビーフ前期	60.6	45.8	6.1												
組合連合会 関西飼料工場		フレンドエース	60.6	18.7	2.8	6.6	6.6	0.83	0.62								
			60.6	13.6	2.9	5.2	4.9	0.72	0.48								
			60.6	16.5	2.4	9.9	5.6	0.76	0.40								

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第八百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を昭和六十年八月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市皆生四軒屋土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市皆生四軒屋土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年十二月十四日から昭和六十五年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生字長谷、字丸池、字林田、字東林ノ上及び字下屋敷の各一部

四 事務所の所在地

米子市皆生一四七六一 米子市皆生新田区画整理事務所内

五 設立認可の年月日

昭和五十九年十二月七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地区周辺の米子市の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和六十年八月十九日

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の5の規定により、昭和60年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施する。

昭和60年8月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和60年11月10日（日曜日）

午前9時から正午まで

イ 場所 倉吉市山根529—2 鳥取県立倉吉体育文化会館

(2) 試験の科目

科 目	範 疇	冊 数
液化石油ガスに関する基礎知識	1 物理及び化学の基礎知識	1
知識	2 液化石油ガスの物性	2
液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料	1 容器及び容器・バルブ	1
	2 調整器	2

以下「器具等」という。） に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 3 ガスマーター 4 気化装置 5 配管用材料 6 配管用工具 7 その他の器具等
配管理論、配管設計及び燃焼理論	<ol style="list-style-type: none"> 1 配管理論 2 供給設備及び消費設備の設計 3 配管図面の作成及び管理 4 給排気設備の構造及び機能
液化石油ガス設備工事の施工方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 配管用材料及び工具の使用法 2 硬質管の加工及び接続の方法 3 器具等の取付け方法 4 器具等の腐しよく防止の方法
供給設備及び消費設備の検査の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 気密試験の方法 2 漏えい試験の方法
供給設備及び消費設備の保安に関する法令	<p>法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和43年政令第14号）、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令</p>

2 技能試験

技能試験は、筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に対して実施する。

- (1) 試験の日時及び場所
- ア 日時 昭和60年12月1日（日曜日）午前10時から
- イ 場所 倉吉市大塚597-1
- 鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所家畜市場

(2) 試験科目

- ア 配管用材料及び工具の使用
- イ 硬質管の加工及び接続
- ウ 器具等の取付け
- エ 気密試験の実施
- オ 漏えい試験の実施

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課保安係へ提出すること。

(1) 受験願書

社団法人鳥取県エルピーガス協会に備付けの所定の用紙によること。
なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験の者であることを証明する書類を添付すること。

(2) 写真

受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽、正面、上半身像で、縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和60年9月2日(月)から同月11日(水)まで。(郵送による場合は、昭和60年9月11日(水)までの消印のあるものに限る。)

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 12,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は、受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験の免除者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7065)に問い合わせること。